

第6回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

1 開催日時

開会 令和4年7月17日（日）13時00分

閉会 令和4年7月17日（日）16時30分

2 開催場所

サンセール盛岡 1階 大ホール（盛岡市志家町1-10）

3 出席委員

（委員）

大塚耕太郎岩手医科大学教授、大貫隆志一般社団法人ここから未来代表理事、小幡佳緒里リベルタス法律事務所弁護士、児美川孝一郎法政大学教授、高橋幸平朝日大学教授、南部さおり日本体育大学教授、藤田治彦藤田法律事務所弁護士、佐藤一男教育局長、高橋一佳教育次長、八重樫学教職員課総括課長、西野文香教育企画室長兼教育企画推進監、度會友哉学校教育室学校教育企画監、菊池勝彦保健体育課総括課長、木村基教職員課県立学校人事課長、熊谷治久教職員課小中学校人事課長、中村智和学校教育室高校教育課長、三浦隆学校教育室義務教育課長、千田幸喜学校教育室生徒指導課長、菊池郁聡学校教育室産業・復興教育課長、畠山剛スポーツ振興課総括課長、日向秀樹保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

4 会議の概要

（1）議事

ア 再発防止「岩手モデル」策定委員会設置要綱の一部改正について

イ 部会の検討状況等について

ウ 報告

エ 議事に関する御意見・御質問

（2）その他

御遺族様、被害者御家族様からのご発言

【事務局】 まず、御遺族様、被害生徒御家族様からご発言をいただく。

【被害者】 今回処分が出たということに関わって、冒頭2点ほど申し上げたい。

まず1点目は、処分は出たが、我々被害者、遺族にとっては何も終わっていない。何よりも我々は今まで、ただの一度も顧問本人からの謝罪を受けていない。さらに、昨年から申し上げているとおり、本当の再発防止策をつくるのであればこの事案に関わった人たちの詳細な聴取、あるいは意見、そういったものを取りまとめる作業がどうしても必要である。私と御遺族様は、この策定委員会の要請に応じて意見を述べてきた。ところが、この顧問教諭は、再三にわたりこの場に出てきて意見を述べるように私どもの方から要請してきたが、一切応じていない。処分が出たこれ以降も、この顧問教諭の謝罪、意見聴取をどのように実現させるつもりなのか。

もう1点は、処分内容がメディアに出たことで、詳細については私は存じ上げてはいないが、県教委として因果関係は判断困難と答えられた。これは、今さら何を言っているのかというふうにししか取れない。4年前に当時の教育長と教育委員会の皆さんが繰り返しお話しされ、第三者委員会にその判断を委ねたわけである。その第三者委員会の報告書が出て、御遺族もわざわざ公会堂に呼んで、教育長以下頭を下げられた。あれは一体何だったのか。もし今になってこんなことを言うとしたら、御遺族を愚弄するに等しい言葉である。今この前に座っておられるではないか、これについては謝罪して撤回していただきたい。

【御遺族】 処分が先日出て、その前に教育長以下6名の方が私ども遺族のもとに来ていただき、きっちりと御説明いただいた。その後、懲戒免職処分ということで、事実についてきっちりと処分していただいた。よって、今後イエローカードを持っているような職員とか、類似事案に関わったような処分を受けた職員は、2回か3回か分からないけれども、こういった暴言、暴行、そういったことをやった時点で懲戒免職になるという、きっちりしたガイドラインになるかと思うので、その辺については評価できると考えている。

ただ、A高事案、B高事案になる前に当時の学校長なりが適正に法律にのっとった判断をしていただければ息子が亡くなることはなかったもので、改めて無念で仕方がない。多分一生この思いは消えることはないと思うので、今後についてはきっちりと仕組みづくりを行っていただき、より外部委員の先生たちの知見をきっちり盛り込んでいただき、速やかに、私は以前に時間がかかっても構わないようなことを申し上げたけれども、今年になってからも岩手県内で2名ほどの自死事案があるというふうに先日お伺いした。中学校1件、高校1件か、もっとあるかもわからないけれども。やはりじっとぼうっともしていただけないと思うし、今回の策定委員会で作成する内容で若干変わるかもわからないが、こうも簡単に毎年、毎年のように自死事案が起きているということは異常だと思うので、岩手県の教育のどこかに問題があるのかもわからないし、その異常事態にみんなが気がついてないのかもわから

ないので、今回は教職員をきっちり律する形で、指導する側の罰則規定なり、そういったものをきっちりと組み立てていただくのはもちろんだが、救いを求めていたであろうお子様たちの気持ち、思いを受け止めるような方策、仕組み、そういったものの継続的な取組を積極的にやっていただきたいと思う。

資料もかなり多岐にわたって、郵送いただいたようだが、結局手元に届かず、今日を通しての最中である。委員の方々も日頃の通常の業務とは別でこういった作業で、かなり煩雑、お忙しい中だと思う。ただ、任期中にというか、携わっている中で、できれば風通しよく、また御異動の際も仕事の中身をたすきをつないでいただいて、中身あるものを作成していただくように改めてお願いする。

【事務局】冒頭の被害者御家族様、御遺族様から御発言いただいた。処分に関わる件については、議事の中で処分自体の説明をした上で、今お話しいただいた点について説明させていただく。御遺族様の件については、「岩手モデル」策定への期待ということで受け止めさせていただき、しっかりと対応してまいりたい。資料については大変失礼申し上げた。

議事ア 再発防止「岩手モデル」策定委員会設置要綱の一部改正について

【事務局】要綱については御提案させていただいた内容で決定してよろしいか。

(「はい」の声あり)

【事務局】提案のとおり決定させていただく。

議事イ 部会の検討状況について

【委員】人事管理等検討部会報告の3ページ上段で、「争点を明らかにして理由の解明作業を進めるべきである。争点とすべきポイントについては、関係者の再聴取によって、より詳細な事実関係を行った上で判断したい。対応方針として、再聴取により詳細な確認を行った上で外部委員の意見を伺いながら争点とすべきポイントを明らかにして分析を深めたい。」と説明いただいた。4月のリモート会議のときに私が提案した県教委が保有する資料、学校、県教委、関係者等へのヒアリングによる事実関係だけではなく、御遺族、被害者御家族の御意見や事実関係についても踏まえる必要があるということで、今回7月15日までに我々が提出したそれらは今後行っていただけるといふ、そんな判断をしているが、よろしいか。

【事務局】7月15日までにいただいた委員の方々からの御意見を踏まえた上で、再度聴取の対象者、中身についてはこちらで精査させていただきたいと考えている。

【委員】承知した。その中で私の提案したのも、第3回の策定委員会の際に発言いただいた被害者御家族様、御遺族様の手元にあるものでしか私は挙げていない。よって、最終的には被害者御家族様、御遺族様の参加を伴った事実の確認、今後の検証作業をすべきと思っているが、その点はいかがか。

【事務局】その点についても、この理由の解明に必要な部分については当然御遺族様、被害者御家族様に確認していく必要があるのではないかと考えている。

【委員】ぜひ、お願いしたい。

【委員】人事管理等検討部会報告3ページ「聴取対象者及び再聴取事項」について、これで承知はしているのだが、ここまでやってみた上でこれで足りているとは思ってはいない。これは同僚の方の見て見ぬふりというのが発生している場合が考えられる。割と管理職の方が調査対象になっているので、やはり同僚の方とかはどうかということも踏まえ、再聴取がこれで足りるのかどうか、という再検討も必要かと思う。

また、なぜ間違いが起きてしまったのかということを出発点にして、起こす可能性があるとしたらそれをどう対応したらいいのか、もし起こしてしまったらどう対応したらいいのかに焦点をあて、マニュアルガイドラインを策定する必要がある。

次に、教職員内部、現場の話を聞く際に、養護教諭の先生方が非常に重要な役割を担っている。またハラスメントが起きないようにするには組織的な対応が必要となってくるので、これをガイドラインに入れる必要がある。さらに部活動について、もし指導者が不適切な教育、ハラスメントを起こした場合どう対応するのかを入れる必要がある。未然に疑わしい状態を検知する、セルフチェックするといったことも必要かと思う。

このように再発防止策というのは、起きるという前提に立って作らないと絶対絵に描いた餅になるだけである。というのは、やっている人たちはいくら教育や指導を受けても自分はやっていないと思うことが多い。よって間違いが起きている時点で本人がそれを認識していないときでも、周りが気づいたら対応する、そういうところが必要である。その点は人事管理の部分であり、どうしても学校の利害関係がある中で、難しい場合は、例えば教育委員会や、外部が適切に審査したりして、岩手県はクリーンな教育現場なのだと、示していく必要があるのではないか。

【事務局】1点目について、管理職以外の周りの職員や教員にも聞くべき内容の御意見が他の委員から出されているので、その点について、整理、精査していきたい。

【事務局】体罰ハラスメントマニュアル関係について、委員の御指摘の通り、今までの研修はどちらかというと事後対応に特化した研修等が行われた実態はあるが、再発防止、未然に防ぐという点で、今回取組のマニュアル、ガイドライン等についてはしっかりとつくっていきたい。

また、間違いは起きるものだという大前提で、それ以外の組織づくり、あるいは方が一危ない行為があった場合には、周囲がそれに気づいてしっかりと注意できるような、そういう組織風土づくりが非常に大事かと考えている。そういうところに踏み込んで対応を考えていきたい。

【事務局】部活動の研修については、今御指摘いただいたとおり、これまで行ってきた研修会と同様に、もし不適切なことが生じた場合の対応等についても改めて検討していきたい。今年3月に第3期のスポーツ基本計画が示されており、その中にもインテグリティの確保であったり、安全、安心の確保といった項目が示されている。それらの内容も踏まえながら適切に進めていきたい。

【委員】3件、意見を申し上げる。

1つが人事管理等検討部会についてだが、再発防止に向けてその必要な事実経過を整理して、その上で策定を検討していくというようなことになるかと思う。今再聴取を行うということなので、その後に改めて事実経過の整理をしていくことになると思うが、やはり時間のかかる作業だと思うので、できる限り長期間にならないような対応が必要かと思う。

例えば教職員の方々から再聴取したものとか、これまでの資料などから事実経過をこういう形に捉えられるという作業は私どもがある程度お手伝いできているので、またできる限り早目の対応をとっているのも、何かあればお申し付けいただき、作業をしていければと思っている。

2件目が体罰・ハラスメント防止マニュアルガイドライン検討部会の関係だが、御説明いただいている内容で、教職員の方々とか、ガイドラインは岩手県の教育職員コンプライアンスマニュアルなど、岩手県がつくられたものを参考にされているのがほとんどなのかと確認させていただいた。先日送っていただいた資料を見ると、このガイドラインやマニュアルは、体罰・ハラスメント防止に関する国の通知文書があり、それを基に岩手県のマニュアルがつくられていると見受けられる。その中にどういう行為が体罰に当たるのかという例が挙げられていたが、国が挙げている例と一緒に、非常に極端な例が挙げられていて、誰が見てもこれは体罰だというものしか載っていない。どうしても例を挙げるときには、そういった極端なものになりがちなのだが、それではあまり意味がなく、岩手県のマニュアルには、もっと具体的な、またこういうものだって体罰に当たるのだというような例を挙げていく必要があると思った。今回の一連の事実経過を見ても、長時間立たせて指導するということだって体罰に当たると考えられるが、そういう事例が全く載っていないで、それこそ蹴ったとか、激しく殴ったとか、そういうような極端なものしか載っていなかったのも、そこは岩手県のマニュアルとしてももう少し事実に沿った、極端でないものを挙げていくべきではないかと考えた。

3点目は進路指導・キャリア教育検討部会の件で御説明いただいた、各校共通して取り組む内容の指導の要点というところで、生徒自らの意思で進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的な進路指導体制の充

実を図るということで、生徒の主体性をかなり強調されているが、先ほどの委員の御講演、講座の末尾のところを示していただいたように、生徒の主体性を追求するあまり、無理を押しつけてしまうとか、なかなか自分の先のことを決められない生徒もいると思うのが、それもあっていいのだということを前提とした進路指導をしていかないと、結果として生徒を追い詰めてしまうことになるので、その主体性の捉え方については、文字どおりの主体性を押しつけることにならないような形での生徒指導を御検討いただきたいと思う。

【事務局】人事管理等検討部会では、7月15日より前にいただいた意見を踏まえて、ヒアリング、再聴取の準備は進めていた。この会議が終わり御意見がなければ声をかけられる形まで整えているところであり、なるべく時間がかからないような形で進めて、手戻りにならないように外部委員の皆さんにこれまで同様に御意見をいただきながら進めていきたい。

【事務局】マニュアル・ガイドライン検討部会でも、まさに委員の御指摘のとおり、極端なものが掲載されたのでは実効性がないものと考えている。まさに具体的な例をしっかりと載せることが我々も非常に重要なことと考えており、職場での意識の差、教職員間の意識の差というのは、そういうところに原因があるのではないかと考えている。国のガイドラインであれば、例えば「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）」の中にパワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧、威嚇的な発言や行為、嫌がらせ等あるいは身体や容姿に関わるような人格否定的な発言等は不適切なものだとはっきり書いているので、それをさらに具体的にしたものをごひ今度策定するマニュアル・ガイドラインには掲載したいと考えている。

【事務局】進路指導・キャリア教育検討部会でも、御意見のとおり何も自分の状況もしっかり把握できていない生徒や、それから自分の希望をまずしゃべってみたものの、それが本当にどういう方向性かということをも自分自身の中でも整理できていない生徒に対して、「主体的に自分で決めるんだよ」ということでは、ただ生徒を追い詰めることになるかと思う。いずれ生徒が、そういう希望があったときにはその核になるもの、その背景にあるもの、なぜそういったものを目指しているのかといったようなこととか、必要な情報提供や、そういったことを目指すには何が必要なのかといった前段階を、委員の講義の中では『前段階を耕す』という御指導をいただいたが、そういったことを、やはり追い詰めるのではなく、生徒の考える状況等に合わせながら、聞き取りを進めていくことが大切だと思っているので、いただいた御意見をしっかりと踏まえながら計画を立てていきたい。

【委員】2点意見を述べる。

人事管理等検討部会に関連して、聴き取り調査のポイント等々は7月15日締め切りの部分でいろいろ送ったが、本日の資料にもいい例があったので説明させていた

だく。資料46ページ、47ページのスポーツインテグリティ研修の例だが、監督側の発言と被害側の選手側の発言との大きなギャップが例示されている。片方は子供、生徒のためとっていて、実際はそれはセクハラ行為であるという話である。聴き取り調査をするときに返ってくる答えというのは、半分だけ本当のことをいうのがよくある。半分だけ本当のことというのは、この46ページの教員の発言のようなものである。そのときに、その話をそのまま受け止めて終わりにしてしまうと事実が絶対に浮かび上がってこないの、そこを改めて確認していただきたい。

もう1点は体罰・ハラスメント防止マニュアル・ガイドラインの件で、このことを今進めていることはそれでいいが、情報を集める仕組みをひとつ検討材料に入れていただきたい。それはマニュアルの精度を上げていくために必要なことだと思う。それから、今起きている被害に迅速に対応するという意味でも役に立つと思う。体罰やハラスメントの被害に遭っている、今リアルタイムで被害に遭っている方の声を安全に、迅速に集める仕組みをぜひ検討していただきたい。

【事務局】 確かに1回目のヒアリングでなかなか聴き切れなかった部分があったので、1回目の聴取と同じ結果にならないように、今いただいた御指摘等も踏まえながらなるべく深いところまで聴けるようにヒアリングをしていきたい。

【事務局】 御指摘のとおり、実効性あるマニュアルをつくるためには、さらに情報をたくさん集めなければならない。まさに今被害に遭われている方からの情報をリアルタイムの形で載せることができれば、より実効性のあるマニュアルができると考えているので、仕組みづくりについて検討していきたい。

【委員】 1つ提案させていただく。

それぞれの部会ごとに活動されていることは本当によくやっていると思うが、ただいつまでも建前でそれぞれのところを検討することでいいのだろうかと思っている。それこそ我々が問題にすべきところが、学校という場の組織だったりその体質だったりするということであれば、それは別に個々のところに現れているわけではなく、横断的に問題があるかもしれないと思うので、部会間の連携ができないのだろうかと考えている。そのときに、体罰・ハラスメント防止マニュアル・ガイドラインの検討部会がやられている意識調査というのはすごくいいと思う。こういう形でまず自分たちの足元をちゃんと確かめて、実際どうなっているのか、職種別に追ってみたらどうか、こういうことをやられていて、さらに2回目もやると聞いたので、そうであればもう少し、ここで聞いているのは教職員の方々の体罰・ハラスメント意識だったり、予防意識だと思うので、もうちょっと学校という場において体罰・ハラスメントにつながってしまいかねないものは、それこそ先ほどの進路指導かもしれないし、部活指導は結構であるというところもあるかもしれないし、その学校の生徒指導のあり方とかもあるであろう。そういうところについても一緒に聞いていただくということができないかと思う。

だから研修、研修とやるのは大事なことだと思うが、研修だけやたらやればいい

のではなくて、現状の実態はどうなっているのか、個々の先生方はどう思っているのかということ、進路指導についてどうか、部活指導ではどうかみたいなことを聞いていただくことがもしできれば、各部会がその結果を引き受けてどういうことができるか、あるいは研修するとしても、そのアンケート結果を踏まえて有効な研修を組んでいくことができるかと思ったので、現実的に間に合う間に合わないについては、私は判断できないが、少しそういう形で連携することを意識していただいて、かつ学校現場の本当に自分たちの足元のところをちゃんと見つめる、都合が悪いこともちゃんと見ることをやっていくことが必要かと思う。

そういう意味で、このアンケート自体は1回目でもいいものが出てきていると思うので、ぜひさらに発展できないかと思う。

【事務局】部会間の連携というのは非常に大切な視点であると私たちは考えている。我々のマニュアル・ガイドラインのところをいくと、委員のおっしゃるとおり具体的な指導の場面というのは、例えば進路指導なり、部活動なり、そういった場面での具体的な事例というのをピックアップしていくということも非常に大事かと思うので、次のアンケート調査まで、まだちょっと時間があるので、アンケート調査を実施する上で、他部会とも少し連携を取りながら内容の方を少し詰めてみたいと考えている。

【委員】冒頭で、被害者御家族の方がおっしゃっており、私自身も何度も外部委員として、理由の解明のところ、ハラスメントをした教員本人の聴き取りというものが理由の解明にとっては非常に重要ではないかということをお話してきたところだが、明確な答えを一切いただけていない。今回懲戒免職ということになったので、恐らくここで縁が切れてしまったというか、もう関われなくなったとも考えられるが、その点について御意見をお聞かせいただきたい。

それから体罰・ハラスメント防止マニュアル・ガイドライン検討部会のところ、教員側の意識の問題ばかり調査しているのだが、実際生徒が自分が受けているものがハラスメントである、体罰であるというふうに気づかせるというような働きかけも重要なのではないかと考えている。というのは、例えばこれまでの本件に関連して、実際生徒たちはひどいハラスメント等を目の当たりにしてきているわけだが、これは正しい指導であるというふうに信じ込んでいたということがある。やはりこういうハラスメントとか、暴力的な指導というのは間違っているのだと、信頼関係があったとしても、強くないとしても、これは間違えているということをきちんと生徒たちに分かってもらうような働きかけも必要なのではないかと考えている。

【事務局】委員がおっしゃられたとおり、6月24日で懲戒免職処分とした。その後の顧問教諭について我々としてもその後の状況について承知していない。ただ、この部会の理由解明の中で、本人が行っていた部分とか、そういう聞き取りが必要だということであれば代理人弁護士を通じて連絡がつくよう要請はしていきたいと考えている。

【事務局】教職員の意識だけではなくて、生徒の意識というか、これが体罰やハラスメントに該当するということの意識というのは、現実問題としてかなり幅があるかと思っている。よって実際の指導の場面で、生徒によってはそのように受け取る生徒もいれば、そうでないと受け取る生徒もいる。それがこういった事案につながっていると、そういう背景もあるのかと考えている。従って、児童生徒にこれは体罰やハラスメントに該当するのだ、ということをしかりと伝えるということも大事なのかと考えているので、それはどういった方法があるかということは今後検討していく必要があると考えている。

【委員】推薦入学について、今こういうハラスメント事案が発生してしまうという教育現場なので、適切な教育を受ける環境を整えていくのだ、というところが大事ではないか。

次に自殺予防教育だが、教師の不適切な対応やハラスメントで悩んでつらくなったり死にたくなったりという人への対応というところがないと難しい、ここが大事なところかと思う。そういう部分で、まず目的に沿っていないかなと思ったのと、今後のところで課題にしていきたいのが、教師がどのような態度でそういう自殺の危機にある方を支えるのか、また不適切な対応があったときにどうしたらいいかという具体的な方法、実践的なところが不足している。理念だけがあっても、どういう対応で支えていったらいいか、そういうところも入れないといけないので検討していただきたい。

一方で、援助希求啓発というところでは、みんな子供たち同士での問題が何も生じていないという前提だったところは可能なのだが、例えばグループでいじめられている子といじめられていない子がいた場合、自分の内面の悩みをそういうところで強制的に言わせるようなことというのは、進取の気性を傷つける可能性が高い。さらに一番不幸なのは、グループ内で、学校の先生は気づいていないけれども、いじめられている子といじめる側と両方いるところで「あなたの悩みは何だ」とか言って、「ああ、そんなことで悩んでいるんだ」と言えないでしょうし、言って今度は噂にされたり、そういったきめ細やかな対応が必要なので、こういうことは個人ワークにさせていただいたりとか、あとそれまでに学校の先生が適切に対応しているということが前提なので、そういう姿勢を整えていただきたい。

あとは、生徒にも話していただく必要があるのだが、やっぱり学校の先生にも、例えば自傷行為をする生徒がいるかいないかみたいな報告するときも、こういうのが出たら不祥事になってしまうとか、リスクが結構重いのに軽く対応したりとか、そうになってしまうので、やはり起きたら、または未然に危ないなというときでも学校内で報告をすぐ上げていただく方がむしろいいというところがある。だから周りが気づいたとすれば一回上げて、あとはそういうことを同僚の方が気づいたらどう学校内で対応していったらいいのかということも管理職研修で大事にさせていただきたいと思う。そういうところは、ガイドライン検討部会のところにもなってしまいかもしれないが、どういう学校の先生であつたらいいのか、そういう理念とか、ポ

リシーとかも大事だし、学校の先生がどう対応しているか、こういう大人がいいのだと子供たちに思ってもらわなければいけないわけで、子供たちにとって教育者というのは一つのロールモデルになっているのだという位置づけで考えていただきたい。その上で、そういう体制づくりをするリーダーシップを管理監督者の方には持つていただく必要があり、最初に話したように見て見ぬふりとか、これがあつたらまずいというのではなく、積極的に解決に当たっていただく学校運営をサポートしていく教育委員会であり、しっかりした体制の中であってほしいと感じたので、検討いただきたい。

【事務局】 自殺予防教育については、校内体制の構築が非常に大切と思っている。子供たちの援助希求的態度の育成とともに教職員の心のサイン、心の危機サインを見逃さないという構え、姿勢も大事だなと改めて感じた。

また、援助希求啓発プログラムを行う際にグループワークがいいのか、個別がいいのか、きめ細かに策定を考えていかなければならないということも感じたところであり、さらに、こういった研修あるいはプログラムを進めるに当たって教職員のロールモデルであるべき姿もイメージしながら進めていく必要があると思っている。今後の検討に生かしたい。

【委員】 先ほどの委員の御意見に附随して、教育委員会の体質はいつの時代も問われていると私は思っている。私自身も校長あるいは県の体育健康課長をしていたときに、校長会の折に教育長が口を酸っぱくしておっしゃっていたのが「教員の常識は一般社会の非常識である。隠蔽体質、そして教育的指導という勝手な解釈で見えぬふりする、それらを一切なくせ。」ということをやっと我々は言われ続けており、本当にそのとおりだと思っている。

そうした経緯もあり、ちょうど部活動の指導について、行き過ぎた指導、それはハラスメントや不愉快な発言であり、そのときに別の教員がこの学校の校長に相談をした。その結果、その教員が処分される、もちろん校長も処分を受けるが、そうした事例が結構多く見られるようになった。それはD県の場合である。やはりこうしたお互いの自浄作用、体罰、ハラスメントを見たり聞いたりしたとき、一体誰に相談したらいいのか、それは各現場の校長だと私は思う。今後10月に校長研修が予定されているが、やはり事があつたときには必ず校長から教育委員会を報告いただいて、そして校長の責任なのだと、しっかりと指導しろと、こうしたところを他の先生方が安心できるような、そんな学校経営をする、イニシアチブを取る、こうしたところが教育委員会としては求められているのではないか、そんな気がしている。ぜひ管理職研修の際にはしっかりとイニシアチブを取って、この岩手ではそうしたものは一切許さない、全て校長の責任の下に安心して、何かあれば相談してきなさいと、そんな組織をつくっていただきたいと思う。

【事務局】 今回の事案を受けて、7月4日にも臨時の校長会議を開いたが、その際にも校長に対しては様々今回の事案を踏まえて、今後の学校の体制等についてこち

らからお話をさせていただいた。今後の研修等の在り方については、先ほどお話もいただいたように、危ないような事案、教員の不祥事に限らず生徒指導のことも含めて、そういったものがすぐに管理職に上がってくるような、そういった組織づくりも含めて校長がリーダーシップを取って対応できるような体制を構築できるように、今後の研修を進めてまいりたいと考えている。

【委員】 2点伺いたい。

部活動参加体制等検討部会の内容を説明してほしい。資料8ページ上段右側の「部活動等の実績の評価から日常的な学習や活動で身につけた資質・能力の評価をすること」この文章の意味をどう受け止めていいかわからないので、解説していただきたい。

【事務局】 現行の推薦入試では部活動等の実績で、まず一定の応募資格を設け、さらにそういった実績を基に評価をしているところだが、新しい制度においては日常的な学習といった場合に、例えば学校の学習で身につけたものとか、あるいは部活動も含めて学校外の活動とかで身につけた資質・能力を、生徒が身につけたものを評価できるような仕組みで選抜をやっていく方向での検討ということで、こういう形で示している。

【委員】 承知した。もう一点は、自殺予防教育について、資料99ページからスライドがずっと続いている例があるのだが、これは1つの研修のスライドなのか。

【事務局】 99ページからは岩手県高等学校生徒指導連絡協議会で取り上げた提示資料である。

【委員】 136ページまで一つの連なりでよいか。

【事務局】 そうである。

【委員】 テーマが「事例から学ぶいじめ対応と自殺予防教育」となっていて、致し方ない部分があると思うのだが、結果的に自殺を予防するという意味では、いじめ自体を予防していくということが大事な話になると思う。このいじめの予防について、今いろいろ調べているところだが、中核となる学校いじめ対策組織の存在を知らないという保護者や行政とかがとても多い。国の基本方針では、その組織の存在を児童生徒や保護者に対して存在や活動が容易に認識できるような取組をするようにということを掲げている。例えば全校集会の際に、いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する。それから児童生徒に対して、定期的なアンケートを実施している学校は多いと思うが、そういったタイミングを使って学校いじめ対策組織の存在や活動内容について具体的に把握、認識しているかを調べて、組織の改善につなげることも有効だというようなことも書いてある。つまり、このいじめ対

策組織のメンバーが誰であるかということを知っている子供たちは知っていなければならない、保護者も。ただ、これをちょっと調べていくと、知っていると言ったケースが10%にも満たない。これは、いじめ対策のための一丁目一番地の施策であって、それがどれぐらい実施されているかということをも把握しておくことはいじめ対策を進める、ひいては自殺を予防するという観点からも有効だと思うので、いじめの研修等の際はぜひその辺のことを冒頭で管理職にしっかり伝えていただきたい。

【事務局】 学校においては、いじめ防止に当たり、組織的に対応するということは非常に重要なものである。年度始めにも毎年度その組織について説明したり、常に見られるようにホームページに掲載したりと努めているが、実際のところはそこまですべてに至っていないというお話かと思う。今後子供たち、そして保護者も含めていじめについて考えるきっかけにもさせていただきたいと思う。

議事ウ 報告

【委員】 この処分を言い渡した後で、例えばこの顧問教諭から何か異議のようなものとか、あとは訴訟にするだとか、そういった動きというのはあるのか。

【事務局】 処分に対しては、制度上処分をした日から3か月以内にその処分に対して不服がある場合には県の人事委員会に審査請求をすることができる、そのような制度になっている。ただし人事委員会の規則を踏まえると、個々の請求があったかどうかの部分についてはお答えしかねる。

【委員】 処分もだが、県としていろいろ話もしていただいていると思うが、これは児童に対して学校の先生が被害を与えて、虐待をやっていたのだというのであれば社会的責任を負うということであり、教育現場にとっては人権の問題というのはかなり最重要課題だと思うので、改めてそういうことが起きないようにというところを姿勢として示すことが大事だと思う。

また、児童生徒たちで学校の先生との間で悩みを抱えているという方は、今もいるはずなので、もちろん御遺族、被害者の皆様方もそうであるし、そういう方々にとっても改めてその姿勢を強く出していただくということが求められるかなと思う。策定のところもそうだが、こういうことは人権問題であり甚大な問題だから、絶対こういうことは防ぐという意味を教育現場まで含めて社会に発信していただくことが大事だと思う。

【事務局】 人権の問題、やはり甚大な問題であるということで、今後のモデル策定を通じて、社会、県民に対してしっかりと概要を発信してまいりたいと考えている。

【委員】 今もそういうことで悩んでいる生徒はいるので、今回こういう処分という

形で公表はしているが、改めてそういうことは許さない、そういうことは教育現場では認めないということをちゃんと発信していただくことで、様々悩みを抱えた子、追い詰められている子もいると思うので、その点で改めて話した次第である。

【事務局】 承知した。

【委員】 処分の理由のところには生徒に対する不適切な言動とあるが、これは今後不適切な言動があると懲戒免職になるという理解でよろしいか、それともこの対応というか、回数が多かったとか、複数の生徒に対してそうだったからというふうに、その辺はどんなふうに判断したのか。

【事務局】 最初の説明の中でも申し上げたが、標準処分例というのを岩手県では定めて、それを公表している。それに従い、その中で免職、停職、戒告、減給、そういう区分を設けて行っているところである。不適切言動をしたから全て免職だとか、そういう一律的なものではなくて、ケースによって、今回の場合だと6項目ほど挙げているが、そういった行為とか、過去の状況とかを踏まえて今回の判断をしたという形になっている。

【委員】 今回処分をするに当たって、このような不適切な言動によって何らかの処分を加えるということに関して、今まであったルールに基づいてこの処分が行われたのか、それとも今回の処分のために新たに条件を整備したのか、その辺をちょっと聞きたい。

【事務局】 このために基準を変更したとかそういうことではない。これまでに県教委で定めている標準処分例を基準として、参照して判断するという形で進めさせていただいた。

【委員】 これまでのルールもしくは慣習等々にのっとってやったということで理解した。私は報道でしか知らないが、発言と息子さんの自殺との因果関係は議論したけれども、結論は出なかったということだが、これはこのまま受け止めてよろしいのか、それともほかに何か説明を加えていただけるのか。

【事務局】 その点については、冒頭被害者御家族様からも質問があったので、後ほどまとめて説明させていただく。

【委員】 承知した。では、教育長のコメントに質問をする。もろもろあって、信頼の回復に努めてまいりますと、不祥事を起こさない組織風土を醸成し、県民の教育に対する信頼回復に努めてまいりますというコメントがあるが、これに対して教育長のほうとしては何らかのプラン、あるいは思いというのがあってこの発言になっているのか、またお聞きになっているか。

【事務局】まずは、第1にはこの「岩手モデル」策定を通じて二度とこのような事案を岩手から起こさないという意味合いで御発言されているものだというふうに私は受け止めている。直接伺ったわけではない。

【委員】承知した。顧問教諭のコメントも掲載されていて、「激励のつもりで発言したが、申し訳ないと思っている」ということだが、この件について真意、意図について教育委員会として何か確認はされたのか。

【事務局】反省の弁として聞いた部分で、「叱咤激励だとか気合を入れるとか、集中して練習に取り組むとかの意味合いで発言はしていたが、自分がそう思って発言しても捉えてもらえない部分があったと思うので、うまく発言するべきだった。申し訳ないという思いである」という供述というか、申立てがあった。

【委員】悪いことをしたという認識ではないように聞こえてしまったのだが、そういう受け止めで合っているか。

【事務局】それは、本人がどういう思いでしゃべったのかまでは確認できていない。

【委員】ただそういう言葉でお話しになったということで、理解した。

議事Ⅱ 議事に関する御意見・御質問

【事務局】本件、この報告も含めて全体に関して、御遺族様から御意見等をお願いする。

【御遺族】顧問本人の処分と、あと当時の副校長の方々の戒告処分について、前教育長、あとB高校の前校長、前々校長は今退職されて、ほかの民間の高校に勤められたり、競技団体の役職をされたりしているようだが県教委、策定委員会の範疇ではないかも分からないが、そういった方々に対する追及であったり責任の所在を明確にするようなことについて、今この策定委員会でどのような考えなのか聞かせていただきたい。

【事務局】既に退職した職員については、地方公務員法上、懲戒処分等を行うことはできないもので、そういう法律上の観点からいうと当時の責任を追及することは難しいと考えている。

【御遺族】行政処分上は法的に難しいと思うのだが、今も学校教育関係者として校長を務めていたり、副校長を務めていたり、あと競技団体の要職にあるということを教育委員会ではどのように考えているのか。

【事務局】 その件については、以前から御遺族様からお話をいただいていた。法律的には懲戒処分ということで問うことはできないが、再三にわたりそういうお話をいただいているので、そういうお話があるということは我々としては何らかの形で伝えていかなければならないと現時点では考えている。

【御遺族】 ぜひお願いしたい。今のC高校の校長が、当時顧問教諭をB高校に異動させた張本人ではないか。バレー部の先輩、後輩ではないか。そこが今回の事件の発端というか、A高校で処分をしておけばこうはならなかったのではないか。悔やんでも悔やみ切れない。今岩手県のある競技団体のトップにおられるようで、この間もその上部団体へ書面で告発したけれども、当然看過できる状況ではないと思っている。教育委員会のほうからもぜひ職を辞するか、何らか最後には自分の身なのできっちりけじめつけていただくように教育委員会のほうからもよろしくお願いしたいと思っている。

あと自殺予防の件で、援助希求ということで、息子も当時学校のアンケートで学校には危険な場所があるということでアンケートで訴えたようだが、担任が見逃したのか、担任が申入れをしたのを誰かが隠蔽したのか、校長の判断なのか分からないが、その辺の事実の解明等々について状況はいかがか。

第三者委員会の報告書にもあったので、多分事実だと思う。私は学校でそういったアンケートがされていることも全く知らなかったが、そういう事実に対して第三者委員の方がそういった書面、また経緯を確認した上で、何ら措置がされていなかったという落ち度、その辺についても言及があったのだが、それは当時の担任の先生のただの失念なのか、わざと封印したのか、誰からか言われたのか、上げたけれども、もみ消したのか、その辺についての事実の解明について状況のほうはいかがかという質問である。

【事務局】 今の御発言のとおり、第三者委員会の報告書でそういう指摘がされているが、それがどういう理由で、どういうわけでそういった状況になったのかということまでは分析できていないので、今日お話しいただいたことをもう一回確認させていただく。

【御遺族】 お願いしたい。

【事務局】 承知した。

【御遺族】 進路指導の件について、実際に大学に上がる際にスポーツ推薦のような形で行われているようだが、今回のB高校の顧問教諭のやり方は、民間で言うと高圧的地位の乱用というか、気に入らない生徒には、「おまえは専門学校だ」とか、まともな推薦先をわざと与えなかったり、そういったことが一顧問の権限において行われているという状況である。そういったことが県立高校でも従前からかなり行

われていたらしいが、その辺のところについても何らか言及して、そういった制度が脈々と裏で生き続けるものなのか、改善が図れるものなのか、推薦入試自体は全く悪いことだと思っていないが、それをまるで権力のように子供を操って、ましてや気に入らない子供をおとしめたりとか、教育者としてやってはいけないことだと思うので、そういったことが横行しているような状況というのはおかしいわけだから、その辺についても改善も含めて原因の究明をしていただかないと対策も立案もできないと思う。今日御参席の皆さんは優秀で、委員の方々が議論されているので、実態の汚いところとか、おかしい業界の思考回路というものを理解されていないので、多分こういうきれいな議論にまともってしまいそうな感じを受ける。だから実態、現状の把握をきっちりしないと、きれいごとで終わってしまうと思うので、その辺について、時間は限りあるわけだが、そういった部分に極力メスを入れていただきたいというのが遺族としての願いである。

【代理人弁護士】 今日策定委員会から幾つか報告がされて、御遺族様からは頑張っていたらいいということを感じつつも、私が横で聞いていて、新たな御提案されている内容が、息子さんの自死を防止できる内容として提案されているか、またチェックは全てされているのだろうか、というのを感じたところである。自殺予防のところは、一般的に悩みを抱えた青少年の自殺のサインをどう受け止めるかというような、自殺予防の話になっていないか、策定委員のどなたかが指摘になられたが、教師からハラスメントを受けて、部活の中で困り込まれている状況の中で、ハラスメントを受けた子供が、生徒がどんなふうにSOSを出すか、そのSOSを酌み取れるのか。このケース、校長は絶対酌み取れない、酌み取ってないわけで、それは自死が起こった後、問題、行き過ぎた指導はなかったとずっと言っていたわけだから。ということは、学校内では救済措置は取れなかったということになる。そうすると、それができるような対策が盛られていないと、御遺族たちは、自分たちのことと離れた話をされているのではないかと感じてしまうので、そこを次回も検討いただきたい。

2点目は、御遺族様が今申したように本当に悔やんでも悔やみ切れないという話をされているわけだが、もう一度A高校事案のことを思い出していただきたい。被害者さんのことで盛岡地裁で審理が行われ、そして仙台高裁でも審理が行われたときに、盛岡地裁の段階で顧問教諭は既に平手打ちをしていたということを自分で法廷で証言している。そのことを教育委員会の方々は参加して聞いているわけである。そこでは何も行われない。仙台高裁に行ったら、今度は被害者さんの後輩が、本当に暴力と暴言の日々だったということを具体的な事実を挙げて陳述書を出している。このときも教育委員会の職員の方々は法廷に参列されている。それでも何も起こらない。これは、いろんな組織の問題が大切な問題、議論をしてくださるのは結構なことだが、どうしてこんな不思議なことが起こるのかということが解明されていないと、再発防止なんか絶対できないと思う。

そういう意味では、仮説を持っていただきたい。この事案はEさんと何人かのバレーボールの人脈が絡んでかばい合いが起こったのではないかとすることを被害者

の方は仮説を持っているので、そういう仮説に基づいて点検をしていただきたい。要するに、その問題が解明されないで、在り方とか議論しても、結局息子さんの事件が再び起こらないと感じ取れない。そこをぜひお願いしたい。

それから、アンケートを取られていたが、ハラスメント、部活動指導におけるハラスメントというどんなものが当たるのか、ハラスメントのない指導というのはどんな部活指導ができるのかということ、策定委員会の皆さんの中にイメージができているのであるのか、あるいは教育委員会の中にイメージはできているのであろうか。ハラスメントをしてはいけない、と言われた教師たちは、それで自分の部活指導のイメージをつくれるのだろうか。そんなことを言っていたら部活指導はできないという声は当然上がってくるような気がする。顧問教諭も気合を入れるためと言っていたので、他の人もそのようにして怒鳴ったり、そういうことが日常的に行われているのではないだろうか。そういうことを考えると、暴力はまだ目に見えるので分かりやすいが、先ほど委員がおっしゃったように、ずっと立たせておくことが暴力、体罰に当たるということはイメージできるかもしれないが、怒鳴ったり、罵声を浴びせたりする、それがどこまで許されて、どこからは許されないのか、それと違う部活指導とはどんなものがあるかという、そういう質問が出たり、あるいはそれでは指導はできませんという反発がないだろうか。そこがちょっと疑問である。アンケートを取るのであれば、その辺についての配慮をいただきたい。

【事務局】 承知した。御意見として、今後進めるに当たって留意してまいりたい。それでは冒頭で被害者様から御質問があった2点を先に説明の上、また意見を頂戴したい。

【事務局】 謝罪、意見聴取の部分で、当該職員の謝罪に対する考え方については、これまでも代理人弁護士を通じて意向を確認してきたところであるが、代理人弁護士からはいずれも理由を含めて答えられないと回答があり、本人がどのように考えているかは分からない状況である。先ほども申し上げたとおり、6月24日の懲戒免職処分を受けて、既に任用関係がなくなり、その後についても我々としてはどうなっているか承知していないが、代理人を通じて連絡ができるのであればそのような御要望があったということは伝えさせていただきたいと考えている。

2つ目の因果関係の部分については、第三者委員会の調査報告書においては被害生徒の自死の背景、原因として考えられるものとして幾つか挙げられているが、その中で元顧問教諭の叱責、暴言による被害生徒さんの自信喪失とかダメージということも挙げられており、そういう調査報告書の内容については重く受け止めているところである。その調査報告書の内容を重く受け止めながら、元顧問教諭による不適切な言動と、被害生徒の自死との因果関係について、法律、医療、心理等の各分野の専門家により構成された第三者委員会が約1年半かけて調査、審議していただいた結果として、取りまとめたものであるので、我々としてはその調査報告書以上の結論を導き出すことは困難と判断したところである。

【被害者】謝罪については去年の話ではなくて、2年前に現教育長が謝罪をしたいという文書を私の元によこしてくださった。そこで謝罪は受ける、ただし張本人である顧問教諭も謝罪をしてほしい。そうしたら、組織として対応したいので控えさせてもらおうと。それから1年間、さらに1年間、昨年6月にこの策定委員会の意見陳述で再度謝罪を求めたが、その後もない。なぜ一緒に連れてこなかったのか、連れてこようと思えば連れてこれたはずである。それから、意見陳述もそうだ。昨年6月に、私と御遺族様が、我々だけではなく、顧問の意見陳述が原因の究明のためには必須だと、2回にわたって職務命令として、今度は県の事業としてやっているこの委員会に出席するようにと、そういう命令を出していただきたいと要請したが、出してもらったのか。出していないのではないか。皆さんはほぼ1年間に渡って庇って隠して処分をもって口を封じたと、常識的な人間にはそうとしか見えない。

もう一つ、因果関係について、これはもう文教委員会で委員がしっかりおっしゃっているとおり、何が息子さんを自殺に追いやったのか。この顧問教諭の言動以外ないでしょう、違うか。この因果関係が判断できないというのであれば、この策定委員会にいる資格はない。この委員会の委員を辞任されるがよろしい。なぜこういう人間が教師や顧問になってしまったのか、なぜこれを防げなかったのか、しかもA高事案の間にも数々の暴力行為がどんどん次々に明らかになっていくにもかかわらず、なぜ誰も止められなかったのか、それが追及されなければ再発防止策も何もない。因果関係は認めるか。

【事務局】報告書の部分は先ほど申し上げたとおり、背景、原因と考えられるものについてそのとおり受け止めている。ただ、因果関係の部分については、法的な観点から専門的な考察が必要だということもあり、県教委としてはなかなか厳しいというか、困難ということである。

【被害者】では、何で頭を下げたのか。だったら、頭下げる必要はないでしょう。我々には分からない、それで済むのだから。

【御遺族】聞いていると、おっしゃっていることと違って聞こえてくるわけで、顧問教諭はひどい言動を浴びせて懲戒処分になったけれども、自殺したかどうかはよく分かりません、というようにお答えいただいているように聞こえてしまう。先日教育長が弔問にお越しいただいたときは、第三者委員会の報告書は全て受け止めているとおっしゃっていたので、委員会の報告書の内容にあるとおり、自殺の一因だったという記述があるわけだけれども、そのとおり受け止めているというふうに教育長の御発言を私は受け止めている。

【代理人弁護士】まさに今おっしゃったのは大事なことなので、因果関係がないかのように見解が後退しているように報道されるのは大変心外であるので、申し上げておく。

第三者委員会の報告は、指導があったから自殺したという事実関係、事実的な因果関係は認めている。だから、あると言っていただけで済むことだったのに、多分お答えは損害賠償請求とかをイメージされて相当な因果関係、法律的な因果関係は判断できないということをおっしゃりたいのだと私は思う。つまり、第三者委員会の報告書をそのまま受け止めれば、あの指導があったから自殺したという、その事実的な因果関係を認めるというふうに第三者委員会はそう言っているわけだから、そこはストレートに言っていたかないと、御遺族たちにはしてみれば第三者委員会よりも後退した話になっているのかと思ってしまう。そう理解していないか、そこを明確にお話ししていただきたい。

【事務局】我々教育委員会とすれば、教育委員会が設置した第三者委員会の報告であり、我々はそのとおり受け止めている。何点か原因、背景ということで列記されてあるが、その一つに当該顧問による暴言等が記述されている。そのとおり受け止めている。

ただ、今回の懲戒処分にあたっての説明の際の因果関係ということで、これは懲戒処分等の法的責任を問う際の根拠としての法律的な因果関係についてはなかなか申し上げるのは難しいということをおっしゃっておく。これは、以後、行政処分であるので、訴訟があり得る。そういうことも踏まえて、我々は法的な専門家とも相談しつつ、これはどういう整理にするかということも検討した上で、因果関係論には踏み込まずとも、この顧問はA高校事案で一審で損害賠償請求が認められている。その後もこういう行為を重ねていたということで、行為を今回の処分理由には列記した。それでもって懲戒処分は相当であるという判断をした。

従って、因果関係について、まさに事実的な因果関係というか、しっかりと報告書には先ほど申し上げたとおり明記されているので、我々はまさにそれは受け止めた上で懲戒処分を、免職処分を行っているということである。

【被害者】自殺予防援助希求プログラム、これはA高校事案、B高校事案とどういう関連があるのか。

【事務局】悩みを抱えた児童生徒がSOSを出す方法についてしっかりと教職員を中心に体制をつくっていかなければならないということで、全ての県内の学校にそのシステムを構築したいと。

【被害者】それが自殺予防につながるのか。皆さんにお配りした資料に、昨年自殺予防教育検討部会が開かれて、B高校の校内研修についてというのがある。その中の3枚目で「本県で発生した自死事案を基に、未来ある子供たちが学校生活における悩み等を理由に自らの命を絶つ事態が二度と起こらないよう」と、これはもう根本的に理解が間違っている。「教師によるハラスメントによって、自ら命を絶つ事態が二度と起こらないよう」でしょう、違うか。

その次のページを見ると、「取組1、児童生徒が命の大切さを実感できる教育」

と。これ何でこんな取組になるのか。暴力、暴言の根絶でしょう。根本的な捉え方が被害者、御遺族と全く違う。だから、議論がかみ合わないし、自殺援助予防希求プログラムなんて言われても、何をするつもりなのか。

もう一つお配りしたのが、県教委の皆さんのほうで処分をされている令和以降の処分事例、全部で8例あるのだが、最終的にはこういったものを岩手県からはなくすというのが目標なのではないか。特にまだ処分されていないようだけれども、一番最後の小学生の子どもさん、担任の心ない一言で学校に行けなくなって、学校に行くことをどんなに楽しみにして、御両親たちも楽しみにされたと思うのだが、もう全て台なしにされてしまって、一生心に傷ができています。援助希求プログラムで何とかできるのか。そうは思わない、教員の採用に養成システムを強化する、持続的に研修制度をする、あるいは前々回この場でお話し申し上げたが、不適格な教員をどうやって排除するか、処分を厳格化する、あるいは誓約書を提出していただく、そういったことに取り組んでいかないとこういった教員というのはなくならないと思う。そういったものがこの中に全く入っていない。

前回、これも最後に申し上げたが、この「岩手モデル」というのを見せられても我々被害者、遺族にとっては何だか別な世界の話がされているようで、我々の事案とは無関係なところの中で一生懸命やられている。一番大事なのは、本来なら防ぐことができたはずのB高校事案がなぜ防げなかったのだと、これを追及しない限り再発防止策はできないと私は思っている。だから、このままでは到底受け入れられない。またこの同じプレゼンテーションを繰り返すのであれば、本当に時間が無駄になってしまう。

【御遺族】 各部会の進捗の状況の発表の場ではなく、外部委員の方々と、意見を求めるだけではなくて、議論をしていただく場にしてほしいということは前々回でも申し上げた。なかなかそうならない、聞いていてもそうだし、中身もそうだし、いただいている書類は細かく作成していただいているかと思うが、どうもきれいに教科書どおりというか、そのような状況で、実際に何が起こったのか、どういう悲惨な状況だったのか、その辺をきっちり分からしめるような再発防止に係るマニュアルじゃないと、きれいなものを見てもすぐ使われなくなって、継承もできなくなって、また同じことが起きることがあるので、そうではない実効性のあるものにしていただきたい。ましてや、今回の件は十分防止ができた事案、それをどなたかが作為的にか分からないが、スルーして、隠蔽して、こういうことを導き出したので、二度とそういうことのないようなマニュアルを策定していただきたいし、それが今回の委員会の在り方だと思うので、書類の羅列というよりは核心に触れた部分の議論、そういったもの、あと外部委員の皆様も他県でのいろんな事例、知見をお持ちなので、よその県ではどうやっているとか、そういったこともどんどん織り込んだものにして、きっちりブラッシュアップして、いいものにしていただきたいと思う、これでは息子が浮かばれないので。何かさらりと終わってしまいそうな、当然期限はあるけれども、どうもきれいなまとまりに向かっているように見えるが、肝心なことが解明されないままなので、非常に疑念を持ちながらというか、そういう感覚を

どうしても受けてしまっているのです、その辺はきっちりと、限界はあるかもしれないが、今いらしている方々で説明していかざるを得ないと思う。先輩OBたちも多分口は塞いで、もう何もしゃべらないかもわからないので、今いらっしゃる皆さんで管理していただくしかないと思う。引き続きよろしくお願ひしたい。

【御遺族】 まず今回の委員会で、いじめ対策の話が出てきたが、ちょっと関係ないのかなと。いじめの対策でまたアンケートを取って対応することが書いてあったと思うが、さっきも話が出た中で、学校には危険な場所があるという弟のSOSを無視したではないか。だから、そういうアンケートは意味がないと思う。

やっぱり自分の名前を書いてアンケートに答える、それは結構勇気の要ることだと思うが、結局それは拾われず、誰も助けてくれなかった。問題はアンケートがどうかではなくて、まず生徒をそういう感情にさせないことが必要だと思う。なので、ハラスメント防止マニュアル・ガイドラインに幾つか追加していただきたいものがある。まずは、指導者というのは別に偉いわけではないということを追加してほしい。指導する側が偉い、生徒はそれを聞くみたいなのはちょっと違うと思って、対等な立場で意見を言い合える関係じゃないといけないのかなと思っている。特にチームスポーツなので、コーチとプレーヤーは一枚岩にならないといけないと思っている。自分もチームスポーツをやっていたが、勝つときもあれば、負けるときもある。やっぱりどうしても負けたときというのは、生徒は自分を責めてしまう。自分のせいで負けたのではないか、自分のせいで勝った試合もあるけれども、やっぱり負けたときのほうが反省もするし、一回心にぐっと来るものがある。それを顧問教諭はみんなの前で「おまえのせいで負けた」と言った。それは、別に激励とかではないと思う。半ば無理やり弟の推薦を決めて、バレーボールをやめられない状況に追い込んだ後に「バレーをやめろ」と言うのは、これも違うと思う。多分これ以外のことも長期間に渡ってたくさん言われて、なので顧問教諭は励ますためと言っているが、それはちょっと無理な言い逃れかと思う。

また、お互いに言い合える関係、こうだから、次はこうしようみたいな、ではこうすればよかったですかみたいなディスカッションは多分なかったはずで、ミスして怒られて、「バレーをやめろ」と、でももう大学が決まっているからやめられない。「やめる」と言ったら、「俺にも親にも迷惑かかる。おまえが頑張るしかないだろう」と、これも違うかなと。

そして、弟が死んだ後に「大ごとにも巻き込まれて、被害者はこっちだよ」という発言をしたというのを聞いて、どうなのかと。これは本人によるものかもしれないが、こういった教員を育ててしまった教育プログラムにも問題はあるのかなと思う。ガイドラインには、当たり前でも生徒をストレスのはけ口にしない、やっぱりそういうのを書いていかないと、どこまで言っているか分からない教員もいて、その結果こうなったと思う。だから、生徒の気持ちを考えられていないから、自分のストレスを発散させたいから、こうやっていたら弟が死んでしまったと、これは変えなければいけないことだと思う。

今でも岩手で自殺者が増えている、全国でもトップで。皆さんも人ごとではない

と思う。自分の息子、娘が死ぬことだってある。やっぱり僕ら遺族は、皆さんにもそういう気持ちになってほしくない。

なので、本当にこの報告書を見る感じは広く浅くきれいな事がまとまっているようにしか見えなくて、あまり具体的ではないし、そこから変えていかないと、そんな教師が生まれてしまったのかなと思ったので、生徒に寄り添えるパートナーみたいな教員を育てるのが先かと。いじめられたからアンケートで助けを求めてくださいではなく、いじめられない環境づくりや、そういう教師を生み出さない方が優先だと思う。そのための再発防止だと思うので、もうちょっと具体的な項目を増やして、死んだら遅いので、死ぬ前に教員を辞めさせないといけないなどは思った。

皆さんものこの協議が何年も続いて大変だと思っているかもしれないが、僕たちはこの問題が解決しないと気持ちがどんどん膨れていくだけなので、この策定委員会も、毎回「では検討します」で終わり、別にディスカッションも何もしていないのでそろそろ変えていくべきと思う。

【被害者】 私どもからは以上である。

【事務局】 御遺族様、被害者御家族様から思いを頂戴した。先ほどのお話に戻ると、第三者委員会を教育委員会として設置して、その専門家による1年半をかけての調査を頂戴したわけで、我々はその調査内容を重く受け止めている。その調査報告の中に「岩手モデル」をつくりなさいと、つくったほうが良いという提言をいただいて、結果、この10の部会から成るモデルの委員会を策定した。被害者様から若干ずれているのではないかというお話も頂戴して、力点の置き方がどうなのかということと受け止めた。

それから、御遺族様から実質的議論ということで、会の進め方について、お話を頂戴したものと思っている。一方的な説明ということではなくて、もっと議論をというお話と、そして実効性のある防止策をというお話で、それは、お兄様からお話のあったことと重なるわけで、しっかり現場に届くようなもの、マニュアルもそうだが、つくっていくべきだというお話というふうに理解した。いろいろ足りない点もあり、我々も全力で取り組んではいるのだが、なかなか気づかない部分も正直あるかと思っていますところである。今回委員の先生方からも貴重なお話を頂戴したし、また御遺族、被害者御家族からも御意見、御要望、御指摘頂いたので、足りない部分はしっかり補って、何とか今回要綱改正、遅ればせながら目的を整理したが、その目的に沿った形でこのモデルの策定が行えるよう努力してまいりたいと思っていますところである。

引き続き皆様の御指導方よろしくお願ひしたい。

【事務局】 次回第7回の策定委員会について、本日いただいた御意見、御要望等を踏まえ、内容を検討したいと考えている。

開催日については、委員の皆様の御予定をすり合わせて開催日を決定したいと考えており、後日日程の御相談をさせていただく。

閉会

【事務局】 以上をもちまして、第6回再発防止「岩手モデル」策定委員会を終了いたします。ありがとうございました。